

議第49号

三島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長」に改め、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士